

# 別紙 1

有限責任中間法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構創立記念総会  
(平成20年4月30日)あいさつ資料

有限責任中間法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構  
代表理事 堀部 政男

インターネットの発展に伴い、誰もが自己の意見・思想・情報等を自由に発信し、また、他の者の意見・思想・情報等を自由に受信することができる範囲が飛躍的に拡大してきている。

歴史の一時期を振り返ってみると、1948年に国連総会において全会一致で採択された世界人権宣言( Universal Declaration of Human Rights )の第19条は、その時代における情報の発信と受信の自由の理念を高らかにうたっている。同条は、次のようになっている。「すべての者は、意見及び表現の自由についての権利を有する。この権利には、干渉を受けることなく自己の意見を持つ自由、並びにあらゆる方法により、かつ、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け及び伝える自由を含む。」

その後における情報テクノロジーの発展は目覚しく、メディアも新たなものが実用化されるようになった。

世界人権宣言第19条は、今日から見ると、バーチャルな世界で理想を掲げたようにも思われる。ところが、インターネットの発展は、それをリアルな世界で語ることを可能にするに至った。その意義は、人類のコミュニケーションの歴史の上で、特筆されなければならない。

しかし、インターネットの発展は、いいことづくめではない。インターネット上では、違法な情報や有害な情報も流通している。

世界人権宣言が国連で採択されて今年2008年で60年になる。発信者の表現の自由を確保しつつ、特に受信者である青少年の保護を図ることがますます重要になってきている。

この2008年に、日本で有限責任中間法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構(EMA)が設立されたことは、コンテンツの自由と責任を実質化するうえで極めて大きな意義を有する。

EMAは、その責務を全うしなければならない。

関係者は、そのような認識を共有し、目的の達成に努めなければならないことを銘記する必要がある。